

陸別町奨学生の募集について

※平成30年度から奨学資金貸付制度が一部変更となりました

陸別町奨学資金貸付制度の概要

奨学資金貸付対象者

- ・高等学校以上の在学者であること
- ・保護者が陸別町に住居登録をし、居住していること
- ・陸別町医療介護技術職員養成修学資金貸付条例による貸付けを受けていないこと

奨学資金の貸付額

陸別町奨学資金は無利子

- ・高等学校（同等の各種学校を含む） 月額 30,000円以内
- ・大学・短期大学等 月額 50,000円以内



最終学校卒業後

- ・返還期限は15年以内
- ・高校等卒業生は3年間以内、大学等卒業生は4年間以内の返還猶予申請が可能
- ・最終学校卒業後一定の条件により返還の免除を受けられます

※平成29年度末までに返還を開始した方は、変更後の制度の対象とはなりません。

返還免除となる要件

定住とは～正規雇用による就業又は起業等をし、陸別町内に住所を定めて暮らすこと



最終学校卒業後
一定期間以上
陸別町に
定住したとき

※返還猶予期間を
超えての免除申請
はできません

一定
期間
とは

貸付期間以上

・全額返還免除

1年以上
貸付期間未満

・定住期間に応じて
一部免除（貸付平均月額×定住月数×1/4）
※一部免除を受けられるのは1回限りです

※具体例は裏面をご覧ください

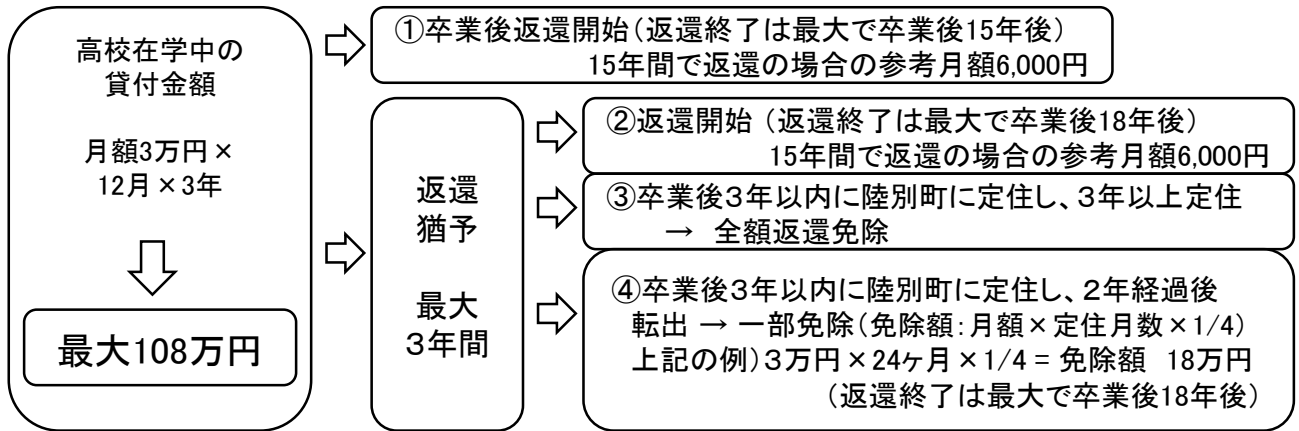
貸付を希望される方は、下記期限までに必要書類の提出をお願いいたします。
ご不明な点や必要書類の内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：陸別町教育委員会管理担当 電話：27-2123

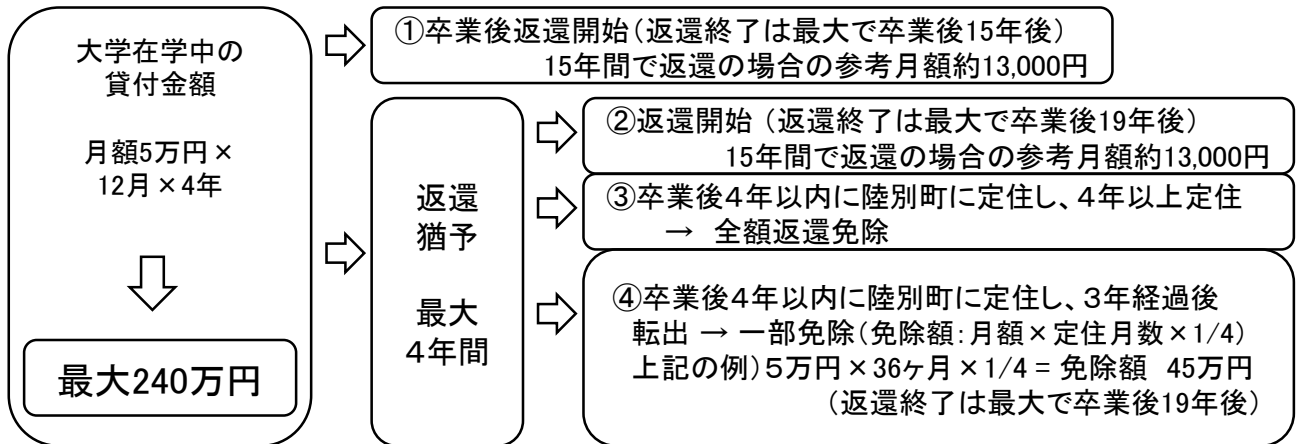
募集締切 令和3年4月9日（金）

陸別町奨学資金貸付制度利用の具体例

・高等学校(高校)で貸付を受けたとき



・大学等で貸付を受けたとき



・高校から大学等へ進学し、いずれも貸付を受けたとき

